

# 令和4年第1回中泊町議会 定例会会議録目次

## 第1号（3月3日）

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
日程第4 報告第3号から日程第33 議案第33号まで	5
・報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和3年度中泊町一般会計補正予算第11号について）	
・報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和3年度中泊町一般会計補正予算第12号について）	
・報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和3年度中泊町一般会計補正予算第13号について）	
・報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和3年度中泊町一般会計補正予算第14号について）	
・議案第 8号 令和4年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・議案第15号 中泊町職員定数条例の一部改正について	

- ・議案第16号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・議案第17号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ・議案第19号 中泊町立小、中学校設置条例の一部改正について
- ・議案第20号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について
- ・議案第21号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第15号について
- ・議案第22号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について
- ・議案第23号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第6号について
- ・議案第24号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について
- ・議案第25号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について
- ・議案第26号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について
- ・議案第27号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について
- ・議案第28号 中泊町教育委員会委員の任命について
- ・議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- ・議案第30号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- ・議案第31号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- ・議案第32号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- ・議案第33号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定について

日程第34 予算特別委員会の設置 .....	12
散会の宣告 .....	13

議事日程	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
出席説明員	1 5
職務のため出席した事務局職員	1 6
開議の宣告	1 7
日程第1 一般質問	1 7
3番 成田直人議員	1 7
5番 塚本悦子議員	2 2
2番 今 博子議員	2 6
散会の宣告	3 2

第 3 号 (3月11日)

議事日程	3 3
出席議員	3 5
欠席議員	3 5
出席説明員	3 5
職務のため出席した事務局職員	3 6
開議の宣告	3 7
日程第1 報告第3号	3 7
・報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和3年度中泊町一般会計補正予算第11号について)	
日程第2 報告第4号	3 8
・報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和3年度中泊町一般会計補正予算第12号について)	
日程第3 報告第5号	4 0
・報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和3年度中泊町一般会計補正予算第13号について)	
日程第4 報告第6号	4 1
・報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	

(令和3年度中泊町一般会計補正予算第14号について)

日程第5	議案第8号から日程第11	議案第14号まで	43
	・議案第8号	令和4年度中泊町一般会計予算について	
	・議案第9号	令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
	・議案第10号	令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
	・議案第11号	令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
	・議案第12号	令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
	・議案第13号	令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
	・議案第14号	令和4年度中泊町水道事業特別会計予算について	
日程第12	議案第15号		44
	・議案第15号	中泊町職員定数条例の一部改正について	
日程第13	議案第16号		45
	・議案第16号	中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第14	議案第17号		46
	・議案第17号	中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第15	議案第18号		47
	・議案第18号	中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	
日程第16	議案第19号		49
	・議案第19号	中泊町立小、中学校設置条例の一部改正について	
日程第17	議案第20号		50
	・議案第20号	中泊町総合文化センター条例の一部改正について	
日程第18	議案第21号		54
	・議案第21号	令和3年度中泊町一般会計補正予算第15号について	
日程第19	議案第22号		58
	・議案第22号	令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について	
日程第20	議案第23号		61
	・議案第23号	令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第6号について	



・発議第 1号 議員派遣について

日程第32 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について .....	77
閉会の宣告 .....	77
署 名 .....	79

## 第1回中泊町議会定例会

令和 4年 3月 3日（木曜日）

### ○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第11号について)
- 5 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第12号について)
- 6 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第13号について)
- 7 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第14号について)
- 8 議案第 8号 令和4年度中泊町一般会計予算について
- 9 議案第 9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 10 議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 11 議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 12 議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 13 議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 14 議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 15 議案第15号 中泊町職員定数条例の一部改正について

- 1 6 議案第 1 6 号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
について
- 1 7 議案第 1 7 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について
- 1 8 議案第 1 8 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関  
する条例の一部改正について
- 1 9 議案第 1 9 号 中泊町立小、中学校設置条例の一部改正について
- 2 0 議案第 2 0 号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について
- 2 1 議案第 2 1 号 令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 5 号につ  
いて
- 2 2 議案第 2 2 号 令和 3 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算  
第 4 号について
- 2 3 議案第 2 3 号 令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算  
第 6 号について
- 2 4 議案第 2 4 号 令和 3 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正  
予算第 1 号について
- 2 5 議案第 2 5 号 令和 3 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正  
予算第 1 号について
- 2 6 議案第 2 6 号 令和 3 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予  
算第 1 号について
- 2 7 議案第 2 7 号 令和 3 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3  
号について
- 2 8 議案第 2 8 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める  
の件
- 3 0 議案第 3 0 号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管  
理者の指定について
- 3 1 議案第 3 1 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指  
定について
- 3 2 議案第 3 2 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の  
指定について
- 3 3 議案第 3 3 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管  
理者の指定について



### 3 4 予算特別委員会の設置

#### ○出席議員（13名）

1 番	田 中	洋 君	2 番	今 博	子 君
3 番	成 田	直 人 君	4 番	秋 元	隆 君
5 番	塚 本	悦 子 君	6 番	荒 関	富 雄 君
7 番	秋 田	博 君	8 番	長 利	司 君
9 番	青 山	雅 晴 君	1 0 番	沖 崎	勲 君
1 1 番	野 上	憲 幸 君	1 2 番	野 上	祐 一 君
1 3 番	川 山	光 則 君			

#### ○欠席議員（なし）

#### ○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
財政課長	山 中 哲 哉 君
総合戦略課長	三 上 晃 瑠 君
税務課長	太 田 光 平 君
町民課長	三 上 康 栄 君
福祉課長	下 山 貴 子 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農政課長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君
小泊支所長	藤 田 康 久 君
教育次長	葛 西 成 芳 君
教育課長	長 利 香 代 子 君
会計課長	藤 田 順 悦 君
上下水道課長	鈴 木 輝 文 君

#### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長  
総務課 係  
行政情報

宮越裕子 君  
木村将師 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- 議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 4 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 9 番、青山雅晴議員及び 11 番、野上憲幸議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長から報告のとおり、本日から 3 月 11 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 11 日までの 9 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 3 号から日程第 33 議案第 33 号  
まで

- 議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 33、議案第 33 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。  
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、ここに令和4年第1回中泊町議会定例会が開会され、令和4年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案についてご審議を願うにあたり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにし、提出議案合計30件の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和4年度の予算編成にあたりましては、依然として自主財源が少ない脆弱な財政構造に加え、地方交付税の動向に左右されやすい状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と地域経済活動の両立を図りつつ、少子高齢化、人口減少社会の到来などを踏まえ、本町が将来にわたり活力を維持し、令和の時代に間違いなく進化するデジタル化の波に乗り遅れぬよう、長期的な展望に立った効率的な行財政運営を進めていく必要があると認識してございます。

こうした状況を念頭に置きつつ、長期総合計画の将来像であります「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち中泊」の実現に向けて、地域資源を強化・活用しながら、地域経済の活性化、基幹産業であります農業・漁業でしっかりと生活できるような施策の推進、医療、介護、子育て、教育、防災対策などを中心に取り組み、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、安心して、そして幸せに暮らせるまちを目指して、町政を推進して参りたいと存じます。

それでは、本議会に提出をいたします案件についてご説明をさせていただきます。

報告第3号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第11号についてであります。

新型コロナウイルスワクチン個別追加接種の実施及び除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

報告第4号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第12号についてであります。

新型コロナウイルスワクチン集団追加接種等の実施に伴い、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第5号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第13号につい

てであります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

報告第6号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第14号についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びその影響下にある地域経済の維持回復を図る支援事業を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

議案第8号、令和4年度中泊町一般会計予算では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出とも82億200万円となりました。

前年度当初予算に対して10億8,100万円、率にして11.6%の減となっております。

それでは、歳出事業の主なもの及び特徴的なものをご説明させていただきます。

総務費として、集落支援を目的とした兼任集落支援員設置事業、福祉・健康の拠点となる総合福祉健康センター建設事業を引き続き進めて参ります。

民生費として、子育て世代の負担軽減を目的に、幼児教育の無償化を継続実施して参ります。

衛生費として、引き続き乳幼児から高校卒業までの医療費・予防接種費用の無料化のほか、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制構築に取り組んで参ります。

農林水産業費として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、森林環境譲与税積立基金を活用した森林経営管理事業に取り組んで参ります。

商工費として、今年度も実施をさせていただきました宮越家公開管理事業に加え、それを軸とした新たな町の観光資源発掘等を目的に、地域おこし協力隊事業に取り組んで参ります。

土木費として、道路新設改良事業や橋梁長寿命化事業などのインフラ整備も引き続き実施して参ります。

消防費として、小泊地域の津波ハザードマップの作成経費を計上したほか、教育費として、旧小泊中学校校舎解体事業、また企業版ふる

さと納税を活用し、宮越家の保存・整備についても取り組んで参ります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込み額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金など計上しております。

議案第9号は、令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも16億1,376万7,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億5,289万7,000円となっております。

議案第10号は、令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも18億652万9,000円となっております。

議案第11号は、令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも4,273万3,000円となっております。

議案第12号は、令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2,506万7,000円となっております。

議案第13号は、令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2億9,187万5,000円となっております。

議案第14号は、令和4年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に3億4,613万9,000円を、支出に2億9,252万8,000円を計上し、純利益5,361万1,000円を見込んでおります。

また、資本的支出予定額として2億2,948万円を計上いたしております。

なお、資本的支出予定額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第15号は、中泊町職員定数条例の一部改正についてであります。

令和4年度から令和8年度までの職員の定員管理について、その計画を定めたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

選挙執行における報酬額を最低賃金より下回らないようにするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

消防団員の報酬額等を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、中泊町立小、中学校設置条例の一部改正についてであります。

中泊町立小泊小学校と中泊町立小泊中学校を小中一貫校とし、現在の設置位置から移転することから、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、中泊町総合文化センター条例の一部改正についてであります。

中泊町博物館今泉分館の当初の設置目的が達成され、今後の使用の見込みがないことから、用途を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第15号についてであります。

補正額は歳入歳出とも2億4,626万円を追加し、補正後の総額を116億4,708万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、財政調整基金積立金、民生

費に、介護保険特別会計繰出金及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、衛生費に、国民健康保険特別会計繰出金、農林水産業費に、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金、教育費に、こども園の施設に係る経費などを計上いたしております。

また、既定予算額の精査などにより、橋梁長寿命化事業、こども小中学校建設事業の減額など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、町債などについて調整のうえ計上したほか、町税、財産収入など収入見込額を精査した上で計上いたしております。

継続費補正では、こども小中学校建設事業について、変更いたしております。

繰越明許費では、行政手続きオンライン化システム改修など10事業について追加設定しております。

また、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務のほか、令和4年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を追加設定し、五所川原地区消防事務組合負担金については変更しております。

なお、地方債につきましては、事業の確定に伴い、それぞれ変更いたしております。

議案第22号は、令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも3,948万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,616万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金及び直営診療施設勘定繰出金の追加であります。

歳入につきましては、県支出金及び歳出との関連から一般会計繰入金等を追加しております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,268万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医業費を減額いたしております。



歳入につきましては、歳出との関連において診療収入を調整のうえ減額いたしております。

議案第23号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第6号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1,677万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,316万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付費を減額し、基金積立金を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金を追加いたしております。

議案第24号は、令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。

歳入歳出とも23万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を4,153万円とするものであります。

補正する歳出は、処理施設管理業務委託料を減額いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。

議案第25号は、令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。

歳入歳出予算の予算総額はそのまま変わらず2,333万4,000円とし、内部補正するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。

議案第26号は、令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも381万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,106万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う増額であります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額及び歳出関連に伴う一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第27号は、令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3

号についてであります。

収益的収入につきましては、既決予算額を561万5,000円減額し、総額3億4,966万5,000円とするものであります。

補正する収入の主なものは、高料金対策補助金の実績値に伴う減額となっております。

収益的支出については、既決予算額を109万6,000円追加し、総額3億26万5,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、電気料、小泊ダム管理費を追加し、4月の人事異動に伴う職員人件費を減額いたしております。

議案第28号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。

現委員、宮越寛氏の任期が令和4年5月17日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第29号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員、長内エツ子氏の任期が令和4年6月30日で満了となるため、後任委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第30号から第33号は、中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についてであります。

令和4年4月1日からの指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎日程第34 予算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第34、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第8号から議案第14号までの令和4年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第14号までの令和4年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時21分

第1回中泊町議会定例会

令和 4年 3月 8日 (火曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 田 中 洋 君	2番 今 博 子 君
3番 成 田 直 人 君	4番 秋 元 隆 君
5番 塚 本 悦 子 君	6番 荒 関 富 雄 君
7番 秋 田 博 君	8番 長 利 司 君
9番 青 山 雅 晴 君	10番 沖 崎 勲 君
11番 野 上 憲 幸 君	12番 野 上 祐 一 君
13番 川 山 光 則 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君

小 泊 支 所 長  
教 育 次 長  
教 育 課 長  
会 計 課 長  
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君  
葛 西 成 芳 君  
長 利 香 代 子 君  
藤 田 順 悦 君  
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
総 務 課 係  
行 政 情 報

宮 越 裕 子 君  
木 村 将 師 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問いたします。

質問事項は、普通財産についてとトップセールスについてであります。最初の質問は、普通財産についてであります。町の公有財産には、行政財産と普通財産の2つあります。1つ目の行政財産とは、町が事務または事業を執行するために直接使用することを目的とするところの庁舎や消防施設などの公有財産と、そして住民の一般的共同利用に供することを目的とするところの学校や公営住宅などの公共用財産があります。2つ目の普通財産とは、行政財産以外の公有財産であり、行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として経済的価値の発揮を目的としており、経済的価値を発揮することによって間接的に行政執行に貢献させるため、管理、処分させるべき性質を持つ財産であります。具体的には、土地や建物を貸すことによって得る地代家賃や土地を払い下げることによって得る代金という形で町の財政に寄与するものであると認識しております。

以上のことを踏まえ、公有財産の一つである普通財産について、以下に質問させていただきます。

1点目、行政財産と普通財産の合算した公有財産のうち、普通財産が占める割合はどの程度なのか。

2点目、特に普通財産の建物は、公用・公共用に供することができない財産のため、老朽化が顕著であり、かつ修復不能と判断される建

物が多いと思うが、実際的に経済的価値を発揮できないような傷みの激しい建物をどのくらい町有しているのか。

3点目、係る老朽化した建物は、外観が貧弱ゆえに景観を損ねたり、蛇やイタチなど害獣の居着く場所になるなどの環境悪化や、防風によって建物の一部が飛散して住民に被害を及ぼすなどの二次被害を招くことも懸念されることから、優先順位を決めて解体撤去すべきと思うが、解体等に向けて具体的な検討協議がされているのか。

以上、3点について伺います。

次の質問は、トップセールスについてであります。新型コロナ禍にあって、米や新鮮魚介類の需要減少に起因し、価格の下落、低迷に見舞われ、中泊町の基幹産業である農業、漁業の生産者は苦境に立たされております。さらにまた、感染力の高い変異株、オミクロン株が国内外において猛威を振るい、感染が拡大し続けている状況下において、希望する全ての老若男女がワクチンを接種し、そして感染予防対策を徹底することによって、一日も早い段階でピークアウトになるよう祈願している次第であります。

そこで、今後の感染者数などの状況を慎重に見極めた上でのこととなりますが、大消費地である東京圏域において、中泊町特産の米、トマトなどの農産加工品、また鮮魚水産加工品を併せ持ってトップセールスによる魅力を発信すれば、地方を代表する特産品を食べてみたいという志向の高まりと近年のグルメブームと相まって需要の呼び起こしとなり、物が売れない、単価が上がらないという厳しい環境に直面している生産者の生産意欲の向上にもつながると思うが、トップセールスについて町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（川山光則君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 成田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

様々ご質問あったわけではありますが、普通財産、町が持っている財産の件につきましては、事実関係の確認ということになるかと思っておりますので、後ほど担当課長のほうからご答弁をさせていただくということで、私のほうからは2点目のトップセールスの考え方についてお

答えをさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、私が町長にならせていただいたのが平成29年4月でありまして、それ以来、令和3年度までの5年間、「農業と漁業でしっかり暮らせる町」、これを目指して、様々な事業を展開してまいったところでございます。

議員ご質問のトップセールスにおきましては、県とのパイプをフルに活用し、青森県フェア開催時には三村知事のトップセールスに同行させていただきながら、我が町の強みである「大地の恵と海の幸」の周知拡大に努め、町自慢の農水産物を食べていただく機会を増やしたいとの思いで取り組んでまいったところであります。

当然、海産物だけではなく、我が町の「大地の恵」のほうの農産物においても、メバルと地元野菜を使用したアクアパツァを、これ試食のために用意させていただいたのですが、アクアパツァを紹介するなど、地元の魚と野菜、これブロッコリーになるわけではありますが、組み合わせた料理の試食を提供したり、今お話ししたブロッコリーなど旬の新鮮野菜を大量に並べて、試食している横に食べてもらったブロッコリーを山のように積んで売らせていただくというふうな手法を取りながら、「大地の恵」につきましても、しっかりとPRをしてきたところであります。

また、毎年秋口には、東京の上野公園で「青森人の祭典」というのが、県人会、県の協力で行われているわけではありますが、中泊町特産物直売所「ピュア」や若手農業者の会「ばろかたる会」の皆さんの協力をいただきながら、地元の旬の新鮮野菜を送り込み、短時間で完売するなど、周知拡大に努めておるところでございます。

また、町内での取組といたしましては、成田議員ご承知のとおり、メバル料理推進協議会が開発した「中泊メバルの刺身と煮付け膳」が平成27年7月にデビューし、今年で10万食を達成する見込みであるわけではありますが、「中泊トマト海鮮ラーメン」というのも令和3年3月にデビューをさせまして、こちらのほうはコロナ禍でありながら、1年間で7,000食を超えるヒット商品というふうになってございます。

これがまさに地元の魚と野菜、「メバルと米」、「メバルとトマト」を使った、今風に言うとコラボ商品でありまして、「食」という観光



資源でありながら、海産物、農産物の消費拡大につながる取組でもあり、町としても協議会の活動を積極的にサポートしてまいったところでもあります。

また、町では今年1月に第3次行財政改革大綱をつくらせていただきまして、今後様々な事業の目的をよりうまく進めるために、課の統廃合など組織改革に取り組み、「農業・漁業・観光業」、農水観一体となった販売戦略を立てながら、セールスが展開できる体制を整え、それぞれの生産意欲の向上、地域の活力増進につなげてまいりたいと考えております。

コロナ禍で農家、また漁師の皆さんのみならず、様々な業種の方がご苦勞なされていることと存じますが、これまで全国各地で行われてきたイベントや催事のほとんどは中止を余儀なくされ、私らがお願いしても容易に受け入れてもらえない状況にあることをまずご理解をいただきたいと思っております。

私が県庁時代に知己を得ました東京都荒川区西川区長さんのところに東京事務所長時代からお邪魔をさせていただいたわけですが、町長になった際にご挨拶にお邪魔をさせていただき、荒川区の伝統のある祭りに、その機会に当町の農産物や加工品などを持ち込んで販売する場をつくらせていただきたいということをお願いを申し上げましたところ、「いいよ」ということで快くお引き受けをいただいております。これもまた新型コロナウイルス感染症の拡大により、実現に至っておらないというのは非常に残念なことだと私自身も思っております。

コロナ禍が去ったときには、このことを実現をし、我が町の農水産物を荒川区の区民の方々に食べていただきながら、その食べていただいたものが取れている中泊町というのはどういうところなのか、そのことに関心を持っていただき、できれば都市と農村の交流につなげてまいりたいなというふうにも考えているところでもあります。私どもの町の「大地の恵と海の幸」、これを両手に持ちながら、またスーツの裏面にも刺しゅうで入れながら、全てが印刷されたはっぴを着ながら、全国至るところにセールスにお邪魔しながら、我が町の農水産物を周知してまいりたいと思っております。それによりまして、我が町の農水産物、これらが一層多くの方々に消費していただき、それがまた我

が町の経済を循環させるエネルギーとなることを期待し、今後も努力を続けてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましてもご支援賜りますようお願いを申し上げます。答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 山中財政課長。

（財政課長 山中哲哉君登壇）

○財政課長（山中哲哉君） 私のほうからは、成田議員ご質問の普通財産の3点についてお答えいたします。

1点目の公有財産のうち普通財産の占める割合であります。令和2年度末で、全体として公有財産は土地が272万3,968平米、建物が13万1,775平米となっており、そのうち普通財産は土地が111万7,561平米（41.0%）、建物が1万75平米（7.7%）となっております。

2点目の老朽化が顕著で修復不能の建物がどれくらいあるのかにつきましては、中里地域の旧小学校跡地にあるプール3施設、小泊地域であれば旧下前小学校教員住宅2施設、小泊小学校旧教員住宅2施設、旧鮑種苗供給センターが挙げられ、合計で8施設あります。

また、建設からかなりの年数を経過した建物もあることから、これら普通財産の建物に関しては、今後も状態の把握には努めてまいりたいと考えております。

3点目として、老朽化が顕著で修復不能の建物の解体についてでございますが、解体に関しては多額の費用を要することから、各年度の予算編成時における査定段階で協議検討はいたしております。

今後は、公共施設の適正なストックマネジメントを行い、将来的に活用できる施設に関しては長寿命化を図り、活用しない施設に関しては売却等による処分を押し進め、財源確保に努めるとともに、議員ご指摘の修復不能で危険な、環境的にもよくない施設に関しましては、計画的に解体等による処分を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） トップセールスに関しては、町長のおっしゃるとおり都市と農漁村の交流が図られるということに尽きるかと思っておりますが、

中泊町の特産品の魅力を発信し続ければ、消費者が生産地にも足を運ぶきっかけとなり、観光にもつながると思うので、ぜひトップセールスを強くお願いしたいと思います。

再質問については解体予算についてであります。公共施設の適正な活用と長寿命化を図るというストックマネジメントの考え方に関しては、全く異論はありません。ただ、建設からかなりの年数を経過した建物があるとの担当課長の答弁であります。しからば令和4年度の当初予算において解体経費はどの公有財産の建物が対象であり、どの程度計上されているのか伺います。

以上です。

○議長（川山光則君） 山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） ただいまのご質問にお答えします。

令和4年度の新年度予算における建物の解体経費、これは総務費に旧下前小学校教員住宅1棟、解体費として286万円、土木費に中里団地の空き家住宅2棟及び小泊のほうの花丘団地の空き家住宅1棟で解体経費として768万9,000円、あと教育費に小泊中学校校舎解体工事費として1億1,913万円、合計で1億2,967万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 成田議員、再々質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 質問ではありませんが、要望という形で、財政状況をやっぱり勘案しながら、こういうふうな解体については経費も高くなるとお思いますので、でき得れば年度年度の中で計画的にこれを進めていただきたいということでお願いして、私の質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

生理の貧困問題についてであります。一般的には、経済的理由などで生理用品を十分に購入できない状況を指しています。しかしながら、

貧困という言葉は経済的困窮だけを指すものではなく、知識の貧困、心の貧困という人間の尊厳に関わる大切なものが欠けているという言葉でもあると言われていています。世界中で毎日、生理中の女性は約8億人いて、5億人が衛生的な環境で生理を迎えられないでいるといひます。

生理の貧困問題は、SDGsの1番目の「貧困をなくそう」、3番目の「すべての人々に健康と福祉を」、4番目の「質の高い教育をみんなに」、8番目の「働きがいも経済成長も」、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」という大きな関連性があります。女性が人間らしく尊厳を持って生きる権利が阻害されないよう、社会の課題として目を向けることが大切であります。

内閣府男女共同参画局では、2021年7月20日時点で地方自治体の取組の概要を発表しています。調査結果によると、取組を実施している自治体の数は581団体です。なお、調査元としては防災備蓄が最も多く、次いで予算措置、そして企業や住民からの寄附と続いています。実施割合は、1位は広島79%、2位は東京76%、3位は神奈川74%、青森は15%となっています。

自治体の取組の工夫として、相談窓口の案内、個別ニーズの把握です。そして、提供方法の工夫として、公共施設や学校のトイレに生理用品を備えることで自由に取れるようにしている、生理用品を箱に入れておく例や民間事業者と協定を締結して無料のナプキンディスプレイを設置する例などがあります。また、児童生徒が抱える不安や悩みを養護教諭などに相談できる機会となるよう、保健室で生理用品を提供しています。

ちなみに、全国では豊島区と明石市がいち早く生理用品の無償配付を始めて、大きく報道されました。県内でも、野辺地町では公民館、図書館、体育館トイレ、小中学校4校にも設置しており、そのほか五所川原市、平川市、三沢市でも無償配付を行っています。以上のように生理の貧困から生理の尊厳へと移行しつつあります。ジェンダーの平等は、喫緊の課題であります。

以上の事柄を踏まえて質問をいたします。最近では、学校や公共施設への無償配付が行われている自治体が多くなってきました。そこで、当町の小中学生の健康的な生活環境が大事である生理の貧困への取

組、支援、そして生理の尊厳を大切にできる社会や学校を目指すため、町ではこの問題をどう捉えているのか。現状、認識、予算措置を含め、今後の方針をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員ご質問の生理の貧困についてお答えいたします。

塚本議員ご質問の小中学生の健康的な生活環境が大事であるという生理の貧困問題について、町の現状、認識、そして予算措置を含めた今後の方針についてお答えいたします。

経済的な理由などで生理用品を入手することが難しい「生理の貧困」問題は、新型コロナウイルス感染拡大を機に全国で一気に顕在化してきたところでございます。

教育委員会でも、昨年6月に学校現場の声を聞き、現状を調査いたしました。日常の児童生徒の様子や保健室の利用状況などから、ほぼ該当する児童生徒が見られないという状況でございました。地域によって格差があるものと捉えております。

しかしながら、生理の貧困に対する支援を求める声や国の動向、そしてジェンダーの平等実現等の観点から、様々な事情により生理用品の確保に困らないよう、児童生徒を支援するため、町では来年度から各学校の現状やニーズを踏まえて、必要な数量の生理用品を配置していきたいと考えております。なお、配置する生理用品につきましては、防災用品として備蓄している生理用品の中から、毎年学校で必要な個数を補充しながら配置していく予定でございます。

児童生徒が人目を気にせず使用できるよう、学校内の女子トイレ等に常備するなど、このコロナ禍にあっても安心して生活できる教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 私も教育長さんも、このことでは十分理解しているつもりでございます。例えば公共施設には全てを備えるということは、

これは難しいと思います。でも、小中学生は、ぜひお願いしたいと。例えば具体的に、来年度は全ての中学校、小学校には配備するという明言、お願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。4月から大丈夫でしょうか。

○議長（川山光則君） 米塚教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 先ほども申し上げましたように、来年度から各学校の現状とか、それから要望を踏まえまして、必要な生理用品は小中、小泊は一貫校になりますので、5校に配備していきたいと考えております。

○議長（川山光則君） 再々質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） とても軟らかく考えてとかとはいつも言うのですけれども、私は即やるのだという、そういう力強い声を聞いたかったです。保健室では、そんなに問題はないそうでございます。でも、去年、私中学校で授業を教えていますけれども、職員室のトイレは使っていません。子供たちと、女子と一緒に2階、3階のトイレを使っていますが、2学期の暮れに女性たち3人がいました。そして、生理のことで盛り上がっていました、男性には分からないように。そうなったときに、友達にどうですか、持っていますかと。大人の目線では、保健室に行けばいいでしょうという考えなのですけれども、行きたくないそうです。ですので、ここにぽんとあればいいよねと。そこで10分間の休み時間に私も交えて盛り上がって、時間に間に合うように走った状態ですが、その子供たち、今私2学期で学校行っていません。その子供たちのあの顔を見て、いや、どうしているだろうな、来年4月には完全に配備できるのだという力強い声があるならば、早速伝えてあげたいなと、そう思っています。

そして、薄市小学校は校長先生が女性です。中学校より大変なのですよと。中学生は、もう大体決まっています。でも、5年生、6年生は突然どうなるか分からないのだと。そういうときにおろおろしていますので、中学生より小学生のほうがとても大変なのですよと。それがしっかりあるならば勉強にも集中できると。本当にそうね、教育が一番ですよと。やはり男性には分かりにくい側面もちょっとあるかもしれないけれども、これは私たちが子供目線に立って、保健室に

行くよりはあったらいいな。即小中学生の学校に設置することを期待して、新年度、あんなに立派なこども園ができたのです。外見よりも中身がまた伴うといいなと思っていますので、来年度考えるということではなくて、設置しますと。よろしく願いを申し上げて質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

2018年3月31日に地元紙に掲載になった記事で、「厚生労働省に設置されている国立社会保障・人口問題研究所が推計人口を公表」とあり、国勢調査を基にした青森県の人口は、2015年、130万8,265人、そして2045年には82万3,610人であり、37%の減少とありました。しかし、それよりも大変なのが我が中泊町でありまして、2015年は1万1,187人、そして2045年には4,021人となり、64.1%の減少になると予測されています。この推計値によると、23年後には町の人口が半分以下になってしまいます。また、先日の3月1日の地元紙には「転出超過、本県が最多」と大きな見出しがあり、転出超過率も全国で青森県が最も高かったことにはびっくりしました。その青森県の中でも転出超過率が最も高い風間浦村に続いて、2番目が中泊町であったことには愕然としました。この状態で25年後、中泊町が町として機能していくため、つまり町が持続していくための取組が喫緊の課題であると思われま

す。

そこで、1つ目の質問となりますが、4か月ほど前、2021年1月に地元紙に掲載の中泊町で開催された西北地域県民局の主催の青森県型地域共生社会の研修会では、講師が「中泊町は、高齢化率が全国平均より50年早く進み、後期高齢者の独居率は都心並みの高さであり、国の施策を待っているのは遅い。中泊町発で地域づくり、つまり中泊モデルを進化させていく必要がある」とした上で、「生活支援に関することを別々ではなく、一体となってやるべきである」と呼びか

けていました。どう考えても防災関係や高齢者の体調変化などでは素早い対応が求められることから、近隣同士で助け合う地域のまとまりが一番必要なことであると考えます。そのための兼任集落支援員の活動の必要性は、誰もが認めるところであります。しかし、これもこの勢いで人口減少が進むのであれば、一人一人の集落の人数を近い状態で分けするなど、また人数割での予算の配分など臨機応変に変えていかなくてはならないと考えます。町では、この期待されるべき兼任集落支援員の方に地域づくりのため、どのような活躍を求めているものなのか、そして中泊モデルとはどのような方向へと進んでいこうとしているものかお伺いします。

そして、基幹産業である農業、漁業の第一次産業においても、人口減少とともに高齢化は待ったなしです。後継者不足は、深刻な問題であると思っています。今回は、農業について質問させていただきます。農家の全国の平均年齢は約70歳と言われていますが、中泊町はいかがなものでしょうか。高齢化、そして後継者不足のため、ロボット技術や情報通信技術であるICT、人工知能を利用するAIなどの先端技術を活用したスマート農業が進められているとは思われるが、地域農業の維持、そして継続していくため、このスマート農業などの取組状況はいかがなものかお伺いします。

全国的にも様々考えられているようで、まず企業の農業参入を促し、大きな資本の有効利用や農地の集約を通じて効率的な農業経営、そして農業地を必要としないハイテクな植物工場など様々な情報が流れています。これらを目にすると、農業の将来は非常に楽しみであるとさえ感じています。

この農業経営について、以前町長は地域の農業の維持、継続のためには地域の農業は将来誰が担うのかとして、地域全体で明確にしていなくてはならないと述べていましたが、これからどのような形で地域農業の発展につなげていこうと考えているものか、そしてその取組は進んでいるものかお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）



○町長（濱館豊光君） 今議員から、ただいま日本の全ての地域、一部都会は除かれると思いますが、抱えている課題、暮らし方、産業の維持、どういうふうにしていくのだというふうなご質問だと受け止めました。様々な課題があり、様々な解決方法があるのだと私自身思っているわけではありますが、今一つの解決方法なのではないかなということで取り組んでいる集落支援員、そしてまた農業、漁業の省力化、効率化を図るためのスマート農業、漁業等について、今町が取り組んでいることとお答えをしたいと思います。

まず、1点目の人口減少・少子高齢化の話であります。現状の認識からお話をしていきたいというふうに思うわけであります。当町のみならず全国的に人口減少、少子・高齢化が喫緊の課題として捉えられているというのは、今申し上げたとおりであります。我が町の人口、2月1日時点、1万250人、5,000世帯、高齢化率44.7%というのが現状であります。

地域等での見守り等の支援が必要となってくる75歳以上の後期高齢者が一人で生活しているという状況は960世帯、割合にしますと後期高齢者独居率は19.2%と非常に高い状況であるというのが分かっているわけであります。

先ほど議員のほうからお話のあった社人研、国立社会保障・人口問題研究所が4年前に公表した、当時非常にショッキングに受け止められた数字なわけではありますが、この推計値によりますと、23年後の2045年には当町の人口が、中里地域、小泊地域合わせて4,021人になるということが公表をされているところであります。そしてまた、同時に高齢化率が63%、4,000人のうち63%が65歳以上の高齢者ということになるということでもあります。

現在の人口が半分以下になるというだけでもかなりショッキングなことではありますが、従来の町内会の在り方では限界が迫っている。昨年各地区を回って懇談会をやったときにも、部落で使っている集会所の施設、集落で維持できなくなった、町でもう一回面倒を見てくれないうかという相談があったことから、町内会の活動についてもかなり限界が迫っているのだらうなということで受け止めているところであります。つまり人口減少が進む地域社会が、これもまたSDGsの一環となるわけではありますが、持続可能な暮らし方というものを見つけ

出すために残された時間というのは決して長くないのだということを受け止めているわけであります。であればこそ、この兼任集落支援員制度、国が考え出した制度でありますが、こういう制度、そしてまた地域の防災は地域の人たちが何とか守っていくような形をつくるのだということで、自主防災組織という考え方が出てきていて、今組織率を上げようということで取り組んでいるわけでありますが、これらを使いながら、それぞれの地域が持つ地域力、この地域力を高めることで、何とか支え合いながら生きていく地域づくりというものを確立していこうと、そのことが急がれているのだというふうに思っております。

我が町では、国の制度を活用しながら、県内でも早く取り組んだわけでありますが、平成30年から折戸・下前地区に2名の専任ではありませんが、集落支援員を配置をさせていただき、地域の目配り役・相談役・コーディネーターとして活動していただき、地域の現状・課題を把握し、住民参加型による自治促進、そしてまた持続可能なまちづくりに取り組んできたところであります。

両地区での3年以上にわたる実績を基に、地域のことを熟知している方が先頭に立って一つにまとまれば、人口が減っていく地域社会の中でも地域の暮らしを守っていけるという考え方から、昨年10月に町内会、行政連絡員の方々が兼務してもいいという「兼任集落支援員」の制度をスタートさせたところであります。

活動内容は、兼任集落支援員が中心となって、それぞれの町内会の各世帯をアンケート調査し、地域の実態を把握するという意味でアンケートの調査をやっているわけであります。その状況を把握する集落点検という名前で地域のことを把握するということをやっていく手段として、アンケートともう一つ、地区懇談会というものを開催しながら、地域のことを自分のこととして把握・理解していただくことが最初の活動内容ということになります。その話合いの中で出た課題の解決に取り組むことが住民参加型の自治活動となり、地域のことを自分のこととして捉え、取り組むことこそ、「支え合いの地域づくり」であり、人口減でも地域を守れることにつながるものと信じております。

現在、兼任集落支援員は、町内に40町内会があるわけでありますが、小泊地域は2町内会、中里地域は11町内会の計13町内会が兼

任集落支援員を配置し、取り組んでいるところであります。住民が中心となつてごみの集積場所を改修したり、高齢者の見守り活動をやろうということが出てきたり、除雪ボランティア作業等を行っている町内会なども現れているところであります。

4月からは、さらに12町内会がこの兼任集落支援員制度に取り組みたいという意向を持っており、合わせますと合計25町内会に取組が拡大する見込みであり、非常に心強く思っているところであります。

兼任集落支援員には、地域住民が地域のことを自分のこととして理解し、住民自らが考えて取り組めるように、地域をまとめるリーダー的存在となることを強くご期待を申し上げているところであります。

昭和の時代に人口が増加し、郊外まで広がった各集落が人口減少により助け合い等の互助機能が低下していく中、もう一度、各町内会が兼任集落支援員を中心に一つにまとめ、地域の課題解決に取り組み、支え合う地域の形が「中泊モデル」だというふうに考えております。こう申しますと、師匠である三村申吾知事からは、自分が言った「ゆりかごを守れ」というのを中泊モデルと言うのだったら、パクりではないかとお叱りを受けるかもしれないのですが、私も全く同じに、もともとあった元村、それを「ゆりかご」と三村知事もおっしゃっているわけですが、そこを守っていくことがこれからの人口減少社会を何とか持続可能な形にする解、答えではないかなというふうに思っ、様々な取組を行っているところであります。

続きまして、今議員2点目のご質問、これもまた人口減少により担い手が減っていく中、維持が難しいだろうと言われている農業、このことについて、将来的に地域を農業で支えていくという私の町長になった当時からの思いを実現するための取組についてお話をさせていただきたいと思ひます。

いつも申し上げておりますとおり、我が町のスローガン、非常にすばらしい合併当時のスローガンだと思ひているわけではありますが、「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望の町」、これこそが農業地域である中里と漁業地域である小泊が合併したときの町のスローガンに最もふさわしいものであらうと私自身も思ひているわけではありますが、今漁業でいけば養殖を中心とする漁業、これをさらに進めていく。スマート農業という言葉は、農業を担い手が少なくなっていく中でも農地を

大規模化し、機械を入れ、自動化することによって維持していこうという取組なわけでありましたが、漁業のほうにもスマート漁業という言葉がありまして、日本を取り巻く全ての海を養殖場と同じように使えるように変えていこうというのがスマート漁業の考え方で、現にトリトンというシステムができて、試験的に運用されている地域もあるわけでありまして。スマート農業などの最新技術を用いた高収益作物の栽培などによりしっかりと食べていける一次産業、これを確立し、ひいては作ったものを加工し、商品として販売していく、いわゆる6次産業化を推し進めることで、人口が減っていく中でも地域農業を維持し、継続していくことを目指したいというふうに考えております。

農林業センサスによりますと、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者の男女平均年齢は、2年前の調査でいきますと64.9歳と農業者の高齢化が確実に進んでいることが分かるわけでありまして。高齢によりリタイアする農業者が増加する一方で、ベテラン農業者の経験による栽培方法から、データを活用した施肥管理や衛星測位システムを利用した直進アシストなどに代表されるスマート農業へシフトする動きが世界的にも広まっております。

当町におけるスマート農業の取組状況は、3基の固定基地局により、これGPSの基地局であります。山間部の一部を除いた中里地域のほぼ全域の圃場でスマート農業機械が使用可能な環境が整いつつあります。この固定基地局を活用して、トラクター6台、田植機28台、食味センサー付きコンバイン7台が稼働しているところであります。スマート農業に対応する機械は高額であるため、国の補助事業等を活用しながらスマート農業の取組拡大に取り組んでまいりたいと考えてございます。

現在、高齢者のリタイアにより懸念されるのが作付農地の確保であることから、令和2年3月「中泊町地域農業の未来に向けての提案書」にまとめさせていただき、認定農業者の方々を中心にご提案をさせていただいているところであります。農業委員会の委員の方々の理解を得ることも重要だと考えておりまして、農業委員会のほうには近隣で成功している事例、ぜひ視察に行ってほしいということをお願いをしているところであります。

町内にある3,200haの農地をフル活用するためブロック分け

にし、効率的な土地利用型農業の実践や野菜・果樹等の高収益作物の栽培、加工品の製造・販売による6次産業化など魅力ある複合経営の取組によって農業所得の向上を図り、さらに若い世代が農業に参入しやすい環境を整備し、持続可能な農業を目指していくものであります。

この提言書の実現に当たり、認定農業者をはじめ、法人等に対し今鋭意説明を行っているところであります。本施策は着実に進んでおり、今後も農業者の合意形成に努め、人口減少下でも地域農業の維持・継続に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 要望となりますが、人口減少は止められないものと思われることから、活気のある魅力的なまちづくりを期待します。特に子育て世代の方々にもいろいろな意見を発してもらえよう窓口を広げてもらいたいと思います。また、若い世代が農業に参入しやすい環境を整備していくというただいまの答弁から、就農支援制度を充実させ、新規就農者のサポートなどの体制を整えて、人口減少を緩やかな曲線にとどめるよう、取り組んでもらえるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

#### ◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時54分

## 第 1 回中泊町議会定例会

令和 4 年 3 月 1 1 日（金曜日）

### ○議事日程 第 3 号

- 1 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について)
- 2 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について)
- 3 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号について)
- 4 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 4 号について)
- 5 議案第 8 号 令和 4 年度中泊町一般会計予算について
- 6 議案第 9 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 7 議案第 1 0 号 令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 8 議案第 1 1 号 令和 4 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 9 議案第 1 2 号 令和 4 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 1 0 議案第 1 3 号 令和 4 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 1 1 議案第 1 4 号 令和 4 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 1 2 議案第 1 5 号 中泊町職員定数条例の一部改正について
- 1 3 議案第 1 6 号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 1 4 議案第 1 7 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

について

- 1 5 議案第 1 8 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 1 6 議案第 1 9 号 中泊町立小、中学校設置条例の一部改正について
- 1 7 議案第 2 0 号 中泊町総合文化センター条例の一部改正について
- 1 8 議案第 2 1 号 令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 1 5 号について
- 1 9 議案第 2 2 号 令和 3 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 2 0 議案第 2 3 号 令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 6 号について
- 2 1 議案第 2 4 号 令和 3 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 2 議案第 2 5 号 令和 3 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 3 議案第 2 6 号 令和 3 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 2 4 議案第 2 7 号 令和 3 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 5 議案第 2 8 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 6 議案第 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 2 7 議案第 3 0 号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 2 8 議案第 3 1 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- 2 9 議案第 3 2 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- 3 0 議案第 3 3 号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定について
- 3 1 発議第 1 号 議員派遣について
- 3 2 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第35号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	長利	司	君
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君
13番	川山	光則	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	横野	彰吾	君
教育長	米塚	鈴子	君
代表監査委員	外崎	良造	君
総務課長	毛内	康裕	君
財政課長	山中	哲哉	君
総合戦略課長	三上	晃瑠	君
税務課長	太田	光平	君
町民課長	三上	康栄	君
福祉課長	下山	貴子	君
環境整備課長	藤本	雅久	君
農政課長	古川	幹人	君
水産商工観光課長	越野	進一	君
小泊支所長	藤田	康久	君
教育次長	葛西	成芳	君
教育課長	長利	香代子	君
会計課長	藤田	順悦	君



上下水道課長

鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長

宮越裕子君

総務課副参事

田中綾人君

総務課係  
行政情報

木村将師君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第3号

○議長（川山光則君） 日程第1、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年1月26日付で専決処分をいたしました専決第2号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第11号であります。

新型コロナウイルスワクチン個別追加接種の実施及び除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,475万円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

5ページを御覧願います。3、歳出。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費、12節委託料に新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施に伴う経費として276万円を計上しております。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費に町道除雪委託料5,000万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金143万5,0

00円を、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金132万3,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として5,000万2,000円を計上しております。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第11号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第2 報告第4号

○議長（川山光則君） 日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年2月1日付で専決処分をいたしました専決第3号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第12号であります。

新型コロナウイルスワクチン集団追加接種等の実施に伴い、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものでございます。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ438万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,913万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

6ページを御覧願います。3、歳出。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費に新型コロナウイルスワクチン集団追加接種等の実施に伴う経費として、3節職員手当等から13節材料及び賃借料まで、合計で438万8,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金293万2,000円を、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金144万8,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として8,000円を計上しております。

以上で令和3年度中泊町一般会計補正予算第12号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第5号

○議長（川山光則君） 日程第3、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年2月9日付で専決処分をいたしました専決第4号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第13号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,913万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費に町道除雪委託料5,000万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として5,000万円を計上しております。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第13号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第6号

○議長(川山光則君) 日程第4、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年2月22日付で専決処分をいたしました専決第5号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第14号であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びその影響下にある地域経済の維持回復を図る支援事業を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,169万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億82万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧願います。

3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第14目財政調整基金費、24節積立金に288万3,000円を、第22目緊急対策費、10節需用費に庁舎等の消毒液等購入経費77万1,000円を、18節負担金、補助及び交付金に津軽鉄道事業継続支援事業として300万円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目緊急対策費に、町内の高齢者福祉施設及び障害者福祉施設への抗原検査キット等を配布する経

費として、合計で61万7,000円を計上しております。

第2項児童福祉費、第8目子ども・子育て緊急支援対策事業費で、町内4か所のこども園及び学童保育施設への消毒薬・抗原検査キット等及び薄市こども園へのタブレット型サーマルカメラ購入費で、合計で150万3,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費で、町内4医療機関への医療用マスク等の配布及び小泊診療所へのタブレット型サーマルカメラ購入費で、合計で125万1,000円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急経営支援対策費、12節委託料に、事業復活支援金申請支援窓口設置に係る経費として166万5,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金に、青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金1,169万円を計上しております。

4ページを御覧願います。第2表繰越明許費補正、1、追加では、第7款商工費、第1項商工費、折腰内交流施設緊急対策事業について、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものでございます。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第14号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第8号から日程第11 議案第14号まで

○議長（川山光則君） 日程第5、議案第8号 令和4年度中泊町一般会計予算についてから日程第11、議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

荒関富雄委員長。

（予算特別委員長 荒関富雄君登壇）

○予算特別委員長（荒関富雄君） 去る3月3日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第8号から議案第14号までの令和4年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月9日及び10日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（川山光則君） 委員長報告が終わりましたので、これから令和4年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第8号から議案第14号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第14号については委員長報告の



とおり可決されました。

◎日程第12 議案第15号

○議長（川山光則君） 日程第12、議案第15号 中泊町職員定数条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第15号 中泊町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの5ページを御覧願います。地方自治法第172条第3項の規定により、地方自治体の職員定数は条例で定めることとされておりますが、今般、令和4年度から令和8年度までの定員管理計画を定めたことに伴い、職員定数を改める必要があることから、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧願います。この改正は、第2条各号に規定する各部局の人数を変更するものです。その第1号「町長の事務部局の職員」は115人から108人に、第3号の「選挙管理委員会事務部局の職員」は9人のうち併任8人から併任8人に、第4号の「監査委員の事務部局の職員」は併任1人から併任2人に、第5号の「教育委員会の事務部局の職員」は30人から17人に、第6号の「農業委員会の事務部局の職員」は併任5人から併任4人に、第7号の「水道事業の職員」は7人から6人に、合計で160人から127人にそれぞれ改めるものです。

なお、第2号「議会の事務部局の職員」については、現行の人数のまま変更はありません。

以上、議案第15号 中泊町職員定数条例の一部改正についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第16号

○議長(川山光則君) 日程第13、議案第16号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第16号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの7ページを御覧ください。この条例の改正は、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」として育児休業取得要件の緩和を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。第2条中第3号イの1「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削り、第2号を第1号としております。

2ページを御覧ください。第3号の「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、繰り上げております。

また、第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務期間を考慮して規則で定める」に改め、同号イ及びロを削るものです。

以上で議案第16号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第17号

○議長(川山光則君) 日程第14、議案第17号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第17号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの9ページを御覧ください。この条例の改正は、選挙執行における報酬額を最低賃金より下回らないようにするため、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の3ページを御覧ください。別表第1の報酬額、選挙管理委員会の部中において、投票管理者の報酬を日額1万円から1万1,000円に、期日前投票管理者の報酬を日額8,800円を1万1,000円に、投票立会人の報酬を日額8,200円から9,200円に、期日前投票立会人の報酬を日額7,200円から9,600円に改めるものです。

以上で議案第17号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのご説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第18号

○議長(川山光則君) 日程第15、議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの11ページを御覧ください。この条例の改正は、地域防災力の要として極めて重要な役割を担っている消防団員の報酬額を引き上げ、団員を確保するための条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の4ページを御覧ください。第14条においては、年額報酬を別表第1に定め、各階級ごとに額を引き上げております。また、出動に応じて出動報酬を支給することと定めており、5ページを御覧ください。別表第2のとおり出動区分を明確にし、出動時間数に応じた額を定めております。

第15条においては、前条の場合を除き、旅費及び費用弁償を別表第3及び第4のとおり支給することと定めております。

以上で議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

5番、塚本悦子議員。

○5番（塚本悦子君） 別表第2の第14条の関係の支給単位の出勤時間、これについて、誰がこの時間をチェックするのか、それとも団員の自己申告になるのか、そこをお聞きしたいのですけれども。

○議長（川山光則君） 毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

この出勤時間については、各分団の団長、また責任者に誰が何時間ということで報告を上げてもらうことになっております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 質問ではないですが、このように報酬及びこれを向上させてあげたことは、とてもよいことだと思います。団員も士気が高まるということで、非常によかったと思いますので、これからも何か要望がございましたら、迅速に対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 本案はいいわけですが、関連して北部事務組合のほうだけでも、団員でなく、向こうのほうだからちょっと言いにくいわけですが、町長が副管理者ということもありますので。聞きたいのは給料の面で、今、普通に採用するときは救命士の免許というか、それない人とある人が、免許を取って入る人と、なくても採用になると、これの給料の差はあるわけですか、町長。私はないと思うのだけれども。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） よその自治体の話を私がこの場で答えるというのはあれなのですが、副管理者の立場でお答えをさせていただきます。

私の知り得る限りでは、その資格を持っている人間と持っていない人間、いわゆる救急救命士の資格あるなしで初任給の金額が違うというのは聞いていなかったと思います。よって、同じだというふうに理

解をしております。

○議長（川山光則君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 場所違いで大変申し訳ないですけども、実は先般救急車に世話になった例が、私でなくて、例がありまして、消防署に行ったら、救命士の資格がある人が事務関係をやっている、そしてまた資格のない人がそちらのほうにいます。救命士の資格ある人は、やっぱり事務関係はちょっともったいないなと思いますので、人事の関係とかいろんな、場が違う場で、副管理者でもありますので、町長にその点、答弁は要りませんが、私も向こうのほうで聞きたいと思うわけですけども、適材適所まではいかなくても、やっぱり救命士は救命士のほうと、ない人は事務関係と、その点をひとつ頭に入れておいて、お願いします。

終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第19号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第19号 中泊町立小、中学校設置条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） 議案第19号 中泊町立小、中学校設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの14ページを御覧ください。この条例の改正は、中泊町立小泊小学校と中泊町立小泊中学校を小中一貫校とし、現在の設置位置から移転するため、中泊町立小泊小学校及び中泊町立小泊中学校の住所を改める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の6ページを御覧ください。別表第1中「中泊町大字小泊字砂山1076番地1」を「中泊町大字小泊字砂山1076番地3」とし、別表第2中「中泊町大字小泊字鮫貝196番地188」を「中泊町大字小泊字砂山1076番地3」に改めるものです。

本改正条例の施行日は、令和4年4月1日からといたしております。

以上、議案第19号 中泊町立小、中学校設置条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第20号

○議長（川山光則君） 日程第17、議案第20号 中泊町総合文化センター条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） 議案第20号 中泊町総合文化センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの16ページを御覧ください。この条例の改正は、中泊町博物館今泉分館の当初の設置目的であります町民の文化の向上及び発展に寄与することが達成されたとともに、開館状況の停滞から今後の使用の見込みがないので、用途を廃止するため条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の6ページを御覧ください。第21条第2項の表中「中泊町博物館今泉分館」及び「中泊町大字今泉字布引115番地1」を削るものです。

本改正条例の施行日は、公布の日からといたしております。

以上、議案第20号 中泊町総合文化センター条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 本案には賛成しますが、また関連です。今泉の学校、博物館か、中にいろんな、あまり大事でないもの、らしいものがいっぱい入っているわけですけども、投げるわけにはいかないしと。これは、中里高校が今要らないと、これは中里高校のほうに収めるとか、借りるとか、相手が県なので、これはどのようなものか、考えたことあるか。私は、あの古いものは投げてもらいたいと思うのだけれども、そうはいかないらしくて、誰か、担当。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 沖崎議員のご質問にお答えいたします。

中里高校、3月で閉校となりますので、来週、町のほうで県の学校施設課のほうと協議をまた引き続き進めまして、賃貸借契約を締結して、今、今泉分館にある資料、展示物を中里高校のほうに運搬する計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

6番、荒関議員。



○6番（荒関富雄君） この提案理由なのです、私が引っかかるのは。当初設置した目的、説明してください。設置した目的と、それが達成されたらと、どう目的が達成されたのか。今のまた課長の答弁だと、沖崎議員の質問に、そのまま残ったもの、捨てるわけにいかないからどこかへ移すとか、そういうお話がどういう形でどうなったのか、この提案理由についての説明を求めます。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えいたします。

町行政改革大綱では、職員、町民の意識改革や事務事業、組織機構の見直しによる改革を進めていまして、町行政運営のその目的を果たした施設については積極的な払下げを行っていることから、当該施設を売却する方向で協議を進めていきたいということを考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） では、そう言えばいいではないですか。あと、その後の経緯が分からないから、みんな疑問に思っていることをこの場で質問するのです。説明するのであれば、もうちょっと丁寧な、流れがどういう流れになっていくのかということを中心に説明してもらわないと、なかなか承諾できかねるような説明の仕方だと、これからの議事進行にいろいろ支障を来すと思いますので、今後気をつけていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 旧今泉小学校、今博物館の分館として使用している建物及び土地の件で条例改正を提案してありますが、この建物の部分については欲しいという人がいるということで、先般議員説明会の際にご説明を差し上げたというふうに私自身は記憶しております。

今条例改正の提案理由についての内容と、以前説明したのと違うではないかということではありますが、説明した内容につきましては、いわゆる欲しい人がいる、町としては処分について考えていきたい、つ

いてはそこに入っているものについては別な場所に移すということを考えていきたいということを説明してはいたはずであります。欲しいという人については、様々議員の皆さんからのご意見を入れながら、公募して決めるということにいたしましたものですから、今回条例上の目的を廃止しなければいけないということで提案をさせていただいた、その提案理由のところに食い違いというか、説明不足があったことはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、建物につきましては手続上、やはり公募して、欲しいという人に売るためにではなくて、公募してどの人に売するのか。それは、前提としては欲しい人が現実におられるということからスタートするわけではありますが、公平性の観点から公募をするのだと、そのためには条例を一旦廃止して、行政財産としての目的を終わらせなければいけないと。その後、今沖崎議員のほうからご質問のあった中里高校あるではないかというのは、これはまだ最終決定されていないわけですが、県のほうから地元自治体に優先的に、まず考えたいと、お渡しするとかということを考えたいと。以前から県とは協議をしてきたのですが、中里高校の譲渡については今すぐにではなくて、2年後くらいになるだろうと。と申しますのは、PTA等が建てた生徒会館とかありまして、その撤去とか様々な問題がありますので、そこは打合せをしながら、町としても県から譲渡いただくという前提で協議を進めてまいりたいと。その使い方については、今、今泉分館の物を取りあえず移すのに借りて、県から借りて移すということは考えているのですが、また議員の皆様方にご相談を差し上げながら決めていきたいなと思っております。

細かく言うと、あとほかに学校の前の道路とかも、実際バスが走っていたりするものですから、今閉校になると、この道路も使えなくなれば困るということもあって、その交渉も事前に県のほうとはさせていただいております。そのことにつきましてもしっかり決まりましたら、また何らかの方法で議員各位にはお知らせをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第21号

○議長（川山光則君） 日程第18、議案第21号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第15号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第21号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第15号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,708万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。17ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、19ページを御覧ください。第14目財政調整基金費、24節積立金に4億8,419万4,000円を、第15目減債基金費、24節積立金に4,240万4,000円を計上しております。

20ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、21ページを御覧願います。第6目障害者福祉費、19節扶助費に、障害者自立支援給付費1,752万7,000円を計上しております。

第2項児童福祉費、22ページを御覧ください。第3目子ども・子育て支援事業費、18節負担金、補助及び交付金に保育士等処遇改善

臨時特例事業補助金 5 7 6 万 4 , 0 0 0 円を計上し、1 9 節扶助費で施設型給付費（町内）から施設等利用給付費まで合計で 1 , 3 7 9 万円を減額しております。

2 3 ページを御覧願います。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 1 目保健衛生総務費、2 7 節繰出金で、国民健康保険特別会計（事業勘定）から国民健康保険特別会計（診療施設勘定）まで、額の確定により合計で 3 , 0 9 8 万 7 , 0 0 0 円を計上しております。

2 4 ページを御覧願います。第 5 目老人保健対策費、2 7 節繰出金で、後期高齢者医療特別会計繰出金の額の確定により、4 1 4 万 8 , 0 0 0 円を減額しております。

2 7 ページを御覧願います。第 6 款農林水産業費、第 4 項農地費、第 2 目土地改良費、1 8 節負担金、補助及び交付金で、国の補正予算に係る事業として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金 1 億 6 2 2 万 1 , 0 0 0 円を計上しております。

3 0 ページを御覧ください。第 8 款土木費、第 2 項道路橋梁費、3 1 ページを御覧願います。第 4 目橋梁維持費、1 2 節委託料で、橋梁定期点検 3 0 5 万 5 , 0 0 0 円、測量・設計等 1 , 3 8 6 万 5 , 0 0 0 円、合計で 1 , 6 9 2 万円を減額しております。

3 2 ページを御覧ください。第 9 款消防費、第 1 項消防費、第 1 目常備消防費、1 8 節負担金、補助及び交付金で、令和 3 年度分の消防署建設事業費等の変更等により、9 , 8 2 3 万 1 , 0 0 0 円を減額しております。

第 1 0 款教育費、第 1 項教育総務費、3 3 ページを御覧願います。第 3 目学校建設費、1 2 節委託料から 1 7 節備品購入費まで、こどもり小中学校建設工事等の契約実績に基づき 2 億 1 , 2 4 5 万 1 , 0 0 0 円を減額いたしております。

第 2 項小学校費、3 4 ページを御覧願います。第 6 目中里小学校緊急対策費から第 9 目小泊小学校緊急対策費で、管内小学校の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品及び備品購入に係る経費を計上しております。

第 3 項中学校費、3 5 ページを御覧願います。第 5 目中里中学校緊急対策費、第 6 目小泊中学校緊急対策費においても、新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品及び備品購入に係る経費を計上い

たしております。

37ページを御覧ください。第6項小中一貫校費、第1目学校管理費では、こどもり学園の開園準備に係る施設経費112万5,000円を計上しております。そのほか、既定予算額の精査や事業費の確定などにより、所要の予算補正を行っております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。11ページにお戻り願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税及び第2目法人町民税で、合計5,658万9,000円を計上し、第2項固定資産税では5,589万9,000円を計上しております。

第9款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では、国の普通交付税の追加交付に伴い、1億4,050万9,000円を計上しております。

12ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,546万7,000円を計上し、13ページを御覧願います。第5目教育費補助金、2節中学校費補助金に、こどもり小中学校建設に係る学校施設環境改善交付金1億3,338万7,000円を計上しております。

第15款県支出金、第1項県負担金、14ページを御覧願います。第3目衛生費負担金で、事業費の確定により国民健康保険保険基盤安定負担金から後期高齢者医療保険基盤安定負担金まで、合計527万9,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。第16款財産収入、第2項財産売払収入、第2目不動産売払収入では、下前みなと団地2区画の町有財産売払収入579万円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第2目合併振興基金繰入金及び第3目森林環境譲与税基金繰入金で、合計3,040万3,000円を減額しております。

16ページを御覧ください。第21款町債、第1項町債、第3目農林水産業債、1節農業基盤整備事業債に県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業1億90万円を計上し、第6目教育債、1節教育総務債において、こどもり小中学校建設事業3億4,650万円を減額してお

ります。その他、事業費の確定などに伴い、それぞれ減額しております。

次に、継続費補正、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたします。6ページを御覧願います。第2表継続費補正、1、変更では、令和2年度から令和3年度まで設定した、こども小中学校建設事業について、それぞれ契約実績に合わせて年割額を変更しております。

第3表繰越明許費補正、1、追加では、第2款総務費、第1項総務管理費、行政手続オンライン化システム改修から第10款教育費、第3項中学校費、小泊中学校保健特別対策事業の10事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

7ページを御覧願います。第4表債務負担行為補正、1、追加では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び令和4年度で予定する事業において、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定し、2、変更では、五所川原地区消防事務組合負担金について、期間及び限度額を変更しております。

8ページを御覧願います。第5表地方債補正、1、変更では、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業から、こども小中学校建設事業までの6事業について、事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更しております。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第15号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 33ページのこども小中学校の建設工事について、ちょっと確認したいのですけれども、1億8,000万円減額してありますけれども、これは工事額の変更はない、ただ予算の減額だけということですか。工事請負契約は、そのままの金額ということよろしいのですか。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまの秋元議員のご質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

○4番（秋元 隆君） はい。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 32ページの消防事務組合、かなりな額の減額補正なのですけれども、まさかこれだけ工事が安くできたという減額なのか、そこら辺。

○議長（川山光則君） 山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 荒関議員のご質問にお答えします。

9,800万円減額、これは6,300万円が令和4年度のほうに、工期延長にかかって行っております。それで、令和3年度分が6,300万円安くなって、あと負担金の減もあって、この金額に。ですので、丸々工事費がこれだけ安くなったというわけではございません。要は工事に関する負担金が工期延長により令和3年度から令和4年度に移っていますので、その分でこの金額、9,800万円、丸々9,800万円ではない、6,300万円が令和4年度のほうに移ってございます。

以上であります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第22号

○議長（川山光則君） 日程第19、議案第22号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第22号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,948万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,616万2,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,268万8,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。

10ページを御覧願います。3、歳出。第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に2,502万4,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第6目償還金において、国庫支出金過年度分返還金として71万円を計上しております。

11ページを御覧願います。第2項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金において、1,375万5,000円を計上しております。小泊診療所の運営費として県から交付される特別調整交付金を診療施設勘定に繰り出しするものであります。

次に、歳入であります。8ページにお戻り願います。2、歳入。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目災害臨時特例補助金において、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収した世帯へ国の基準に基づき国民健康保険税の減免を行ったことに対する財政措置として、合計60万5,000円を、第2目社会保障・税番号システム整備費補助金で、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援に係る補助金として、11万円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金において、2節特別交付金に1,709万1,000円を計上しております。



第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金において、1節保険基盤安定繰入金（軽減分）から9ページを御覧願います。5節財政安定化支援事業繰入金まで、それぞれ額が確定したことにより、合計で2,144万4,000円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。17ページを御覧願います。3、歳出。第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費において、在宅酸素治療法器具借上料で15万円減額し、第2目医薬材料費で医薬材料費88万円計上し、検査等の手数料7万円減額し、合計で66万円を計上しております。

第2項歯科用医業費、第2目医薬材料費で、歯科技工師手数料を51万円減額しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、14ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、第1目国民健康保険診療報酬収入から、第6目労災・その他診療報酬収入まで、精査の上、合計で1,443万4,000円を減額しております。

第2項歯科外来収入においても、第1目国民健康保険診療報酬収入から、15ページを御覧願います。第6目労災・その他診療報酬収入まで、精査の上、合計で1,064万5,000円を減額しております。

第3項その他診療収入、第1目施設管理収入において、45万円を計上しております。

16ページを御覧願います。第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目事業勘定繰入金において、1,375万5,000円を計上しております。

第2目一般会計繰入金において、954万3,000円を計上しております。

第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目発熱外来診療体制確保支援補助金において、299万9,000円を計上しております。

以上で議案第22号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第23号

○議長(川山光則君) 日程第20、議案第23号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第6号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長(下山貴子君) 議案第23号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,677万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,316万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。10ページを御覧ください。3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金で、介護療養型施設利用者の減による施設介護サービス給付費2,792万8,000円を、グループホーム利用者等の減により地域密着型介護サービス給付費2,303万3,000円など合計3,395万3,000円を減額しております。

11ページを御覧ください。第3款地域支援事業費、第1項介護予

防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金で、負担金合計797万7,000円を減額しております。

12ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に、介護給付費準備基金積立金6,635万7,000円を計上しております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。6ページを御覧ください。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課及び収納状況等を踏まえ2,174万6,000円を計上しております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に1,590万3,000円を計上し、7ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金で1,733万6,000円を減額しております。

8ページを御覧ください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から9ページを御覧ください。第5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合計361万円を減額しております。

次に、繰越明許費補正についてご説明いたします。4ページを御覧ください。第2表繰越明許費では、第1款総務費、第1項総務管理費、介護施設等感染拡大防止対策事業において、県の方針により繰越対応となり、年度内に事業が完了しないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

以上、議案第23号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第24号

○議長(川山光則君) 日程第21、議案第24号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第24号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ23万1,000円減額し、予算総額をそれぞれ4,153万円とするものです。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第2目施設管理費、13節委託料で、処理施設管理委託料23万1,000円を減額いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金、1節繰入金で一般会計繰入金65万6,000円を減額し、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、1節繰越金で前年度繰越金42万5,000円を追加いたしております。

以上、令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第25号

○議長(川山光則君) 日程第22、議案第25号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第25号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額はそのまま変わらず、内部補正するものであります。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。補正する主なものは歳入で、2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金、1節繰入金で一般会計繰入金31万3,000円を減額し、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、1節繰越金で前年度繰越金31万3,000円を追加いたしております。

以上、令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号の説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第26号

○議長（川山光則君） 日程第23、議案第26号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第26号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,106万8,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

7ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、11節役務費及び12節委託料で合計122万2,000円を減額し、第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金に、後期高齢者医療保険料等負担金など、合計で503万5,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページにお戻り願います。

2、歳入。歳出の関連により、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料、普通徴収保険料の合計で527万5,000円を計上し、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、1節事務費繰入金から3節療養給付費繰入金まで、合計414万8,000円を減額しております。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金において、前年度繰越金の確定に伴い、358万4,000円を計上しております。

第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入において、後期高齢者健診受託収入等を合計89万8,000円減額しております。

以上で議案第26号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第27号

○議長（川山光則君） 日程第24、議案第27号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第27号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

収益的収入の既決予算額を561万5,000円減額し、総額3億4,966万5,000円とし、収益的支出の既決予算額を109万6,000円追加し、総額3億26万5,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、最初に支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、19節動力費に各浄水場電力料として100万円、28節負担金に小泊ダム管理費80万6,000円、第2目配水及び給水費、19節動力費に増圧ポンプ電力料15万円を追加し、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、

28節それぞれ人事異動に伴う職員人件費として合計86万円を減額いたしております。

次に、収入についてご説明いたします。第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金、1節他会計補助金で、一般会計補助金561万5,000円を減額しております。これは、高料金対策に係る一般会計補助金の確定に伴うものです。

以上、令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第28号

○議長（川山光則君） 日程第25、議案第28号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第28号 中泊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員であります宮越寛氏の任期が令和4年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

宮越氏は、町村合併後の平成17年5月18日に中泊町教育委員会



委員に任命されてから今日に至るまで、当町の教育委員会委員として活躍されており、適任であると存じますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

◎日程第26 議案第29号

- 議長（川山光則君） 日程第26、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

- 町長（濱館豊光君） 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件について説明申し上げます。

現委員の任期が令和4年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として磯野弘子氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

磯野氏は、小泊地域下前在住で、長年にわたり下前港納税貯蓄組合会計を務められており、また母親クラブの活動にも長年協力されてきた方です。人望も厚く、人権擁護委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） ただいま町長から説明ありましたけれども、私、この磯野氏を、ちょっと認識ないのです。意見を求められても、この資料だけではちょっと判断できないのですけれども、もっと詳細な資料というのはないのですか。ただ適当に住所と名前は分かります。あと、今言ったように納税組合の会計とかやっておられるそうですけれども、人権擁護委員として適当と言えはちょっと言葉あれですけれども、議会として意見を求められても、簡単にどういう人かというのを、ちょっとこれだけでは判断できませんので、資料の提出あればお願いします。

○議長（川山光則君） 毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） ただいま手元にはその資料はございませんけれども、推薦と、その方の履歴を書いたものが総務課のほうにございますので、後ほど……

○議長（川山光則君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時37分

○議長（川山光則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、何か説明あるのですか。いいのですか、あと。

では、秋元議員は、あといいのですか。

○4番（秋元 隆君） 履歴書等を確認します。

○議長（川山光則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

◎日程第27 議案第30号から日程第29 議案第32号まで

○議長（川山光則君） 日程第27、議案第30号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定についてから日程第29、議案第32号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、以上3議案を一括議題として、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第30号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、議案第31号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、議案第32号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定についてを一括してご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募による募集をしたところでございます。応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。今回、議案提出いたしました案件全てにつきまして、1団体の応募であり、いずれも従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑み、全ての団体を適当であると認めたところでございます。

恐れ入りますが、提出議案一覧20ページを御覧願います。議案第30号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人中泊町社会福祉協議会であります。指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

恐れ入りますが、提出議案一覧 2 1 ページを御覧願います。議案第 3 1 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、株式会社小泊うみどり一む振興社であります。指定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間であります。

提出議案一覧 2 2 ページを御覧願います。議案第 3 2 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、株式会社竹内組であります。指定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間であります。

以上、議案第 3 0 号から第 3 2 号までの説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第 3 0 号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 3 0 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 0 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 1 号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 3 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 2 号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第33号

○議長(川山光則君) 日程第30、議案第33号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは私に関する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交代いたします。

(議長、副議長交代)

(議長 川山光則君退席)

○副議長(荒関富雄君) 地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。

日程第30、議案第33号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長(毛内康裕君) 議案第33号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案一覧23ページを御覧願います。今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募による募集をしたところでございます。応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

中泊町総合文化センター文化ホールについて、1団体の応募があり、

事業計画書及び収支計画書を審査し、適当であると認めたところでございます。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人中泊町文化観光交流協会であります。指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第33号 中泊町総合文化センター文化ホールに係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

川山議長の入場を許可します。

ここで議長職を交代いたします。

（議長、副議長交代）

（議長 川山光則君入場）

#### ◎日程の追加

○議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第34号及び議案第35号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号及び議案第35号を日程に追加し、追加

日程第 1 及び追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（川山光則君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

議案第 3 4 号は、工事請負契約の締結についてであります。（仮称）中泊町総合福祉健康センター杭工事請負について、条件付一般競争入札により工事請負契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、仮契約を締結したうえで、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 5 号は、工事請負契約の締結についてであります。（仮称）中泊町総合福祉健康センター建設工事請負について、条件付一般競争入札により工事請負契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、仮契約を締結したうえで、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第 1 議案第 3 4 号

○議長（川山光則君） 追加日程第 1、議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの 1 ページを御覧願います。本議案は、3 月 9 日に仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき提案するものであります。

契約の目的は、(仮称)中泊町総合福祉健康センター杭工事であります。

契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札により、令和4年2月3日に告示をし、公募したところ、6社の応募があり、3月7日に入札を実施、3月9日に仮契約を締結しております。

契約金額は2億3,760万円、契約の相手方は中泊町大字芦野字福泊23番地、株式会社竹内組、代表者は代表取締役、竹内大介氏。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和4年9月30日までとしております。

以上、議案第34号 工事請負契約についてご説明申し上げました。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 議案第35号

○議長(川山光則君) 追加日程第2、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 議案第35号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの2ページを御覧ください。本議案は、3月9日に仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に



付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

契約の目的は、(仮称)中泊町総合福祉健康センター建設工事であります。

契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札により、令和4年2月3日に告示をし、公募したところ、3社の応募があり、3月7日に入札を実施、3月9日に仮契約を締結しております。

契約金額は17億3,800万円、契約の相手方は五所川原市大字太刀打早蕨98番地4、齋勝建設株式会社、代表者は代表取締役、齋藤彰浩氏。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和5年5月31日までとしております。

以上、議案第35号 工事請負契約についてご説明申し上げました。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第31 発議第1号

○議長(川山光則君) 日程第31、発議第1号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修等、また国や県等に対しての要請活動など、議会において必要があると認めるときは議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については、説明、質疑及び討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長(川山光則君) 日程第32、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第1回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 59 分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議長 川山光剛

副議長 荒関富雄

署名議員 野上憲幸

署名議員 青山雅晴